

令和3年（ネ）第151号 福島原発避難者損害賠償請求事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 菅野清一 外294名

控訴人（一審原告） 28名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

控訴準備書面（3）

2022（令和4）年8月8日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝



同 弁護士 広田 次男



同 弁護士 鈴木 堯博



同 弁護士 米倉 勉



同 弁護士 高橋 右京



同 弁護士 丸山 幸司



同 弁護士 若生 直樹



外

本書面では、一審被告作成の「控訴審準備書面（１）」に対して、必要な範囲で反論するとともに、一審原告らの主張の補充を行う。

第１ 第１（一審原告控訴答弁書「第２」に対する反論、６～１６頁）について

１ 一審被告の主張

一審被告は、一審原告の主張を、「各人が体験した個別の被害事実」ではない事実についても損害の根拠事実として捉えた上で各人の損害の評価・算定を行うべきであることを意味するものと理解し、一審原告らが「共通する損害」の賠償を求めていると捉えるのであれば、一審原告ら全員が最小限度どのような損害を被っているかが明らかにされる必要があるし、一審原告らが「個別の損害」の賠償を求めていると捉えたとしても、ある原告に当てはまらない事情は当該原告の慰謝料額の算定で考慮すべきではない、一審原告らの一部との間で本件事故前の生活状況に関する事情となりうるに過ぎない個別的な事情をもって、広く一審原告らの損害を評価・算定する際に事情として斟酌することは許されない、などと述べる。

２ 一審原告らの反論

しかし、このような一審被告の主張は、一審原告らの主張に対する反論としての的を得たものではない。

原審の最終準備書面（第１分冊）１３７～１４８頁においても詳述した通り、本件事故による一審原告らの損害を適切に把握・評価するためには、被害者が被った重層的で多様な被害・不利益を、個別バラバラに切り離してとらえるのではなく、包括的・総体的にかつ総合的に把握し損害として捉えることが重要である。一審原告らは、このような「包括的損害把握」によって、一審原告らの損害を「避難慰謝料」「故郷剥奪損害」としてくり出し、その存在と内容を主張立証してきた。そして、これらの損害の要素を構成する個別的な事情は一審原告らによって個々に異なるとしても、避難慰謝料としては避難生活に伴う日常生活阻害による精神的苦痛

が、故郷剥奪損害としては地域生活利益が侵害されたことによる有形無形の財産的・精神的損害や精神的苦痛が、一審原告ら全員に共通して発生していることが、様々な被害事実や地域の状況の主張立証を通じて、明らかとなっている。

このような包括的な損害の発生を認定し、評価するにあたって、一審原告ら全員に共通して生じている損害事実と、そうではない個別的な事情とを、分けて認定する必要はない。原判決が、「原告らが主張する全ての損害事実の提示とは、個々の原告らの精神的苦痛として、本来異なるものを一括りにしたものであり、正に『共通損害』の摘示にほかならない。当裁判所は、原告らが挙げる『共通損害』について、そのような損害が個々の原告らに生じているか否かとに関わりなく、上記慰謝料の額を算定した、すなわちこれらの事情を全て斟酌した上で慰謝料の額を算定した」（原判決491～492頁）「本件各原告らの個別的な事情について主張立証がされたとしても、それらは本件事故による損害を包括的に把握する上で考慮され、そのように把握された損害に対する慰謝料が算定される」（同492～493頁）と述べているのも、同様の趣旨と理解することができる（このように損害を包括的に把握しているにもかかわらず、その算定評価が余りにも低額に過ぎるといふ原判決の問題点については、別に主張した通りである）。

したがって、一部の一審原告らにしか該当しない個別的な事情をもって、広く一審原告らの損害を評価・算定する際に事情として斟酌することは許されない、という一審被告の批判は当たらない。

また、一審被告が引用する集団小高訴訟の控訴審判決も、一審原告らが請求している損害を、個別事情のレベルにおいて全員に共通する損害に限定している点で、損害の内容に対する理解が本件における一審原告らの請求内容とは根本的に異なっている（理解を誤っている）のであって、本件において参照すべきものではない。

第2 第5（一審原告控訴答弁書「第6」に対する反論、26～46頁）について

1 第1項について

一審被告は、弁済の抗弁が「時機に遅れて提出」されたものではないといえることの根拠として、本件は「財産的損害をいったん100として支払うが、実損害との間に不足がある場合には後日の追加請求ができ、逆に実損害を超える賠償がなされている場合には後日精算がなされる」ことを前提とした支払いがなされている事案であり、伊藤眞教授の意見書の論旨が妥当すると主張する。しかし、一審被告による既払い金については、一審原告らと一審被告との間で和解ないし弁済の合意が成立しているものであり、過払い分の精算が予定されているというものではないから、一審被告の指摘は妥当しないことは、既に主張した通りである。

また、一審被告は、弁済の要件事実、すなわち一審被告が一審原告らに対して本件事故による損害の賠償としての給付を行った事実については、適宜の時期に主張がなされていたと主張する。しかし、弁済の抗弁の主張の成否につき判断するためには、本件事故により一審原告らに生じた、財産的損害を含めた全ての損害の内容及びその有無、額について審理を尽くした上で、一審被告が支払った弁済金が実際の損害額を超えるかどうかを判断する必要があるところ、一審被告は、準備書面（284）を提出する以前には、この点について明確に主張立証をしていなかったのである。そうである以上、弁済の抗弁の主張が「時機に遅れて提出」したものであることは明らかである。

2 第2項について

一審被告は、直接請求手続においては、確定効・不可争効のない合意に基づく支払いがなされているに過ぎず、当事者間においては仮の弁済を行う意思とそれを受領する旨の合意がなされているにとどまるのであって、過剰な支払の有無や額の精算についても予定されていたと主張する。

しかし、一審被告は、自ら賠償基準や確認を要する資料についての基準を定めた上で、その基準に沿った請求を一審原告らに促し、請求を受けた際にはその基準に沿って審査した上で、賠償金額を決定し、損害費目やその金額が記載された支払明細書や合意書案を作成、送付し、一審原告らがこれに署名して返送したことを確認した上で、これを支払っている。このような手続等を踏まえれば、一審被告は、直接請求をした一審原告らとの間において、当該支払明細書や合意書案で定められた各損害項目について、記載された金額の損害が各一審原告に発生したことを認め、その金額の損害賠償債務が一審被告にあることを認める旨の和解をした上で、そこで定められた金額を支払ったものであることが明らかである（同旨、いわゆる「津島訴訟」における福島地裁郡山支部令和3年7月30日判決）。

すなわち、直接賠償において損害項目とその賠償額について合意された賠償は、少なくともそこで定められた損害額の損害が発生したという意味においてはこれ以上争わないという合意が成立し、当該費目と賠償額について一審被告が支払いを行えば、損害賠償債務への充当がなされるものと理解することができる。このような理解は、損害賠償の一つ一つの問題について、一審原告らが整理し、確認して合意し、賠償を受けるという手続を一つ一つ行い、残る問題についてさらに取り組むという一審原告らのこれまでの賠償実務に関する歩みと実感にも合致している。

したがって、一審被告が一審原告らから取得した「委任書」に「過不足の金額について精算されること」が記載されていることや、合意書の文言上、支払い対象とする損害項目及び金額について争わない旨の記載がないことをもって、当事者間の合意内容を、一審被告が後になって過払い分を精算することが予定しているものであるなどと解釈することはできない。すなわち、一審原告らが提出した資料が明らかに虚偽であったなどといった例外的な場合を除いて、一審被告が支払済みの損害項目について、一審被告が損害の存在を否定することはできないというべきである。

第3 第6（一審原告控訴理由書に対する反論、46～60頁）について

1 第2項（2）について

一審被告は、既払いの賠償金と同額の損害が認められるべきことについて否定する。しかし、少なくとも、一審原告らと一審被告との間では、直接賠償において損害項目とその賠償額について合意された賠償について、そこで定められた損害額の損害が発生したという意味においてはこれ以上争わないという合意が成立していることは、既に述べた通りである。

2 第2項（3）について

(1) 一審被告は、中間指針等が示す一人当たり月額10万円の慰謝料には、「故郷喪失」あるいは「地域生活利益」の侵害による損害が考慮されているし、これらの損害を十分に填補する水準にあると主張する。

しかし、このような一審被告の主張が誤りであり、中間指針等に基づく慰謝料には故郷剥奪による損害が含まれていないことについては、控訴理由書120～123頁で述べた通りである。

そして、このことは、避難生活の日常生活という、ある意味では一過的な被害（精神的苦痛）である避難慰謝料についても、月額10万円、総額850万円が最低限の賠償として認められていることを意味している。一審原告らが訴えている「故郷剥奪損害」は、長い年月をかけて形成された、かけがえのない価値が剥奪され、生活と生産活動の全般において、その基盤の全体が破壊されてしまったことによる損害であって、その被害の規模は膨大なものである。したがって、避難慰謝料の金額を大きく下回るような損害評価は、被害実態に合致しておらず、一審原告ら被害者の実感からもかけ離れていると言わざるを得ない。

(2) また、一審被告は、「帰還した上での生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような枠組みの下で賠償を行っており」「住民の生活再建のための十分な金額を賠償している」「そのような賠償枠組みのもと、避難指示解除後も山木屋地区に帰還せず新たな土地で生活をする選択を行った住民がいることによ

り、本件事故時との比較において山木屋地区の居住者数や年齢構成、住民相互の関係性等に変化が生じたとしても、そのような変化に伴う苦痛について本件事故による損害と評価することは妥当でない」などと主張する。

しかし、山木屋地区の状況の変化が、本件事故によって生じたものであることは明白である。帰還しないとの決断をした住民は、本来戻るべき「ふるさと」である山木屋を本件事故により「剥奪」され、放射能に汚染された山木屋に戻るができなくなったために、長期間にわたって避難先での生活の継続を余儀なくされ、新たな土地で生活をする選択をするしか他に方法がなかったのである。その結果として生じたふるさとの変化が、本件事故とは無関係であるなどということはありません。一審被告の主張は、自らの責任を顧みない、極めて不当な主張だといわなければならない。

加えて、一審被告の主張は、要するに一審被告による既払い金をもって生活再建が可能であるから、故郷剥奪による損害は発生していないとするものであるが、このような主張は、「ふるさと」すなわち「元の地域での生活」を、抽象的な「生活ないし居住」一般に置き換え、矮小化しており、一審原告らの損害に対する理解を根本的に誤っている。

すなわち、本件において侵害された権利利益は、居住していた住宅等の財産権に限られるものではない。むしろ重大であったのは、当該地域において営まれていた生活の一切が奪われたことであり、一審原告らは、これを「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害と捉えてきた（甲A第146号証参照）。その権利・利益の中核をなすのは、「地域生活利益」と称すべき、地域コミュニティにおける生活利益の総体である。これを核として、住民らは家庭生活、職業生活、地域生活を営み、あるいは自然の恵みを享受し、そしてこれらを通じて人格の形成・発展を実現してきた。

除本理史教授は、本件において侵害されたものを「生活と生産の諸条件」と指し、その内容は「日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件であり、人間が日々年々営み（自然との間の物質代謝）を通じて作りあげてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源などを含む一切を指す」と述べる（甲A第667号証8頁）。そして、そのような存在である「地域」における生活は、長期継承性、固有性を有するが故に、住民にとってかけがえのない価値を持っていることを指摘している。

また、関礼子教授は、「『ふるさと』とは、人と自然とのかかわり、人と人とのつながり、その持続性が三位一体となった場所である」と述べ、「ふるさと剥奪」は、そこで築き上げられてきた共同性の損壊、すなわち土地に根ざして生きるという権利が侵害され続けることを意味すると指摘する（甲B第28号証、第37号証、第38号証）。この「土地に根ざして生きる権利」とは、関教授によれば、包括的平穩生活権に、地域固有の時間と空間の座標軸を埋め込んだものであり、生命、生活、人生を意味する「Lifeのための権利」である（甲B第37号証）。

本件事故は、このように、人びとがその土地で生命を育み、生活を営み、人生を全うする場所、あるいは環境を共有し、生活の共同を営み、子々孫々に歴史や文化、風景や風土性をつないでいく場所、すなわち人間存在の基盤となる場所を奪い、憲法上の権利を含む様々な人権を侵害したのである。

以上の通り、一審原告が指摘している「ふるさと」とは、抽象的な意味における空間としての「土地」でもなければ、ましてや単なる「住宅」でもない。ここでの「ふるさと」とは、山木屋においてそれぞれが暮らしていた具体的な場所（空間）において、長い年月（時間）を経て、それぞれが地域の人々とのかかわりを持ち、自分の責任を果たしつつ、現実の生命を維持し、生活を営み、人生を全うする意味での「生きる」（Life）という、極めて具体的な営みなのである。

そうだとすれば、そのような具体的な時間と空間の中で営まれていた「ふるさと」での生活が破壊されることは、人生そのものの剥奪を意味する。その損失は、非代替的・不可逆的・絶対的なものである。

したがって、移住先あるいは帰還先において、本件事故前と同等の住居等を再調達し、生活を開始することができれば、「ふるさとの修復」が実現するものではない。本件事故によって破壊されたのは、抽象的な生活・居住ではなく、一審原告らがそれぞれの地域において先祖から受け継ぎ、自らも積み重ねてきた長い年月を経て、当該地域において築いてきた具体的かつ固有の人生である。それは、その地域において自然とかわり、社会的な役割を持ちながら地域の人々とつながりつつ、その中で生命を維持し、生活を営み、人生を全うするという生身の営みである。そのような意味で人間存在の基盤となる「ふるさと」が丸ごと破壊され、その「全人格的・全生活的な価値」、人生そのものが失われたという事態を、一審被告による避難慰謝料や財物賠償の支払いによって、修復することができるはずがないのである。

3 本件原発近くに住み続けること等による重大な不安について

- (1) 本件事故が発生して以降、本件原発は、何ら経済的利益その他の公益的利益を生み出すことができない公益性ゼロの施設となったばかりか、一審原告らを含む周辺住民にとっては本件事故以前の平穏な日常生活(人生)を剥奪した本件事故の象徴たる忌むべき(あるいは憎むべき)存在へととなり果てた。

すなわち、本件事故発生による大量の放射性物質の放出に伴い、一審原告らは生命・身体を重大な危険(不安)に現実_に晒され、過酷な避難等生活を長期間にわたって余儀なくされたばかりか、「故郷」の破壊によって本件事故以前と同様の平穏な日常生活を営めない状況に追いやられた。まさに本件原発は一審原告らにとって自らの平穏な人生を破壊した存在なのであって、そのような本件原発が今なお本件事故時と同じ位置に(しかも何の役にも立たない状態で)存在し続けていること自体

が、一審原告らを含む周辺住民にとって多大なる不快感ひいては精神的苦痛を強いている。一審原告らにはこうした不快感ないし精神的苦痛を強いられる謂れはなく、一審被告にもそれを一審原告らに強いることを正当化できる事由は存在しない。そうである以上、かかる精神的苦痛自体がそもそも損害として賠償の対象とされなければならない。

(2) 加えて、控訴準備書面(1)の75～80頁、控訴準備書面(2)の24～34頁で述べた通り、本件原発の存在及びその廃炉作業には、放射線物質が拡散し放射能汚染を引き起こすリスクが存在する。さらに、かかるリスクを管理する一審被告は、本件事故後においても原発の安全対策を疎かにしているなど(控訴準備書面(1)72～75頁)、その適格性・信頼性に重大な疑義があることから(控訴準備書面、一審原告らを含む本件原発の周辺住民は、放射能リスクに起因する不安を日々強いられている。

すなわち、一審原告らにとっては、被ばくによる健康被害のリスク、重大な脅威が長期間にわたり存続することを意味しているのであり、このような被ばくによる健康不安を感じることは、一般人を基準としても客観的に見て合理的であるといえる。

そして、故郷における被ばくの不安が解消されていないことが、避難住民の帰還の妨げや帰還者の精神的苦痛となっていることは明らかである。

(3) したがって、このような本件原発近くに住み続けること等による重大な不安についても、故郷剥奪損害の一要素として考慮されなければならない。

第4 第7(一審原告らに自主賠償基準額を超える「共通する損害」が認められないことを基礎づける具体例、60～84頁)について

一審被告は、「1 本件事故時点において山木屋地区に生活の本拠を有していなかった者、あるいは本件事故以外の進学等の理由により転居をし

た者など、850万円の精神的損害の一律賠償が本来認められるべきでない事情が明らかになっている一審原告らの例」「2 本件事故前に比べて居住環境が著しく向上した一審原告らの例」「3 住居確保費用の賠償金により必要性や利用実態の明らかでない複数不動産を購入している一審原告らの例」「4 本件事故前の所得状況や資産状況に比して明らかに多額の既払金を受領している一審原告らの例」をそれぞれ挙げて、一審原告らが訴訟において本来認められるべき実損害を超えて多額の賠償金を受領している事実は、慰謝料の評価・算定における重要な考慮事情となるものであるなどと主張する。

しかし、「ふるさと」が剥奪されたことによる損害は、財物損害等について多額の賠償金を受領したことや、その結果として居住環境が向上したことによって填補される性質の損害ではないことは、既に繰り返し述べてきた通りである。また、住宅確保損害は、本件事故によって損害を受けた居住用不動産の賠償として、一審原告らと一審被告との間で合意の上で支払われたものであり、かかる賠償金の使途の是非について一審被告から指摘を受ける謂れはない。

それにもかかわらず、一審原告らが正当な手続・合意に基づき一審被告から受領済みの、本件訴訟では一審原告らが請求対象としていない賠償金の金額やその使途を殊更に指摘することで、一審原告らの被害を矮小化しようとする一審被告の態度は、加害企業としての節度を欠いていると言わざるを得ない。

ましてや、一審原告が本人尋問申請をしていない一審原告に対する本人尋問を、一審被告の側で独自に請求するが如きは、到底許容されるべきではない。

以上